

石川県公報

令和3年10月19日

第13449号（火曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税 務 課) 1	○土砂災害特別警戒区域の解除	(同) 4
○県統計調査の実施	(資源循環推進課) 1	○大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経営支援課) 5
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) 2	○土地区画整理組合の事業計画の変更認可公告	(都市計画課) 6
○土砂災害警戒区域の指定	(同) 3		

告 示

石川県告示第392号

石川県税条例（昭和29年石川県条例第23号）第130条第2項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

令和3年10月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏名又は名称	代表者名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
株式会社荒木石油店	荒 木 誠 士	金沢市示野中町1丁目1番地	令和3年8月31日

石川県告示第393号

石川県統計調査条例（平成21年石川県条例第15号）第3条の規定により、県統計調査について次のとおり告示する。

令和3年10月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 県統計調査の名称
石川県産業廃棄物排出量実態調査
- 県統計調査の目的
県内の廃棄物の発生及び処理の状況を詳細に把握し、廃棄物の適正処理の確保に資する基礎資料を得ることを目的とする。
- 県統計調査の対象とする範囲
産業廃棄物が発生することが予想される業種の事業所で、県内に所在するもの
- 県統計調査の報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
 - 報告を求める事項
廃棄物の発生量及び処理状況並びに活動量指標（製造品出荷額等）
 - 基準となる期日又は期間
令和2年4月1日（水）から令和3年3月31日（水）まで
- 県統計調査の報告を求める者
調査対象として選定された者
- 県統計調査の報告を求めるために用いる方法
調査対象として選定された者に対して郵送で調査票を配布し、郵送で回収する方法で行う。

7 県統計調査の報告を求める期間

令和3年10月21日(木)から同年11月15日(月)まで

石川県告示第394号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域について、次のとおり指定を解除する。

令和3年10月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 石川土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
庄谷川	白山市月橋町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
レナガ谷	白山市河内町福岡	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
奥の谷川	白山市数瀬町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
桑島裏谷	白山市桑島	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
下月橋	白山市月橋町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県石川土木総合事務所建設課及び維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

2 県央土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
大額川	金沢市大額町 金沢市高尾町 金沢市高尾南1丁目	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
天神町1号	金沢市扇町 金沢市天神町1丁目 金沢市天神町2丁目 金沢市東兼六町 金沢市宝町 金沢市小立野5丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鈴見団地2	金沢市鈴見台2丁目 金沢市鈴見台3丁目 金沢市鈴見台4丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鈴見団地1	金沢市鈴見町 金沢市常盤町 金沢市東御影町 金沢市末広町 金沢市鈴見台1丁目 金沢市鈴見台3丁目 金沢市鈴見台4丁目 金沢市鈴見台5丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小坂2号	金沢市小坂町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小坂4号	金沢市小坂町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神谷内4号	金沢市神谷内町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県県央土木総合事務所河川砂防課及び津幡土木事務所維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

3 奥能登土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
鶴川 3 号	能登町字鶴川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県奥能登土木総合事務所河川砂防課及び奥能登土木総合事務所(分室)維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第395号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年10月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 石川土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
庄谷川	白山市月橋町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
レナガ谷	白山市河内町福岡	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
奥の谷川	白山市数瀬町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
桑島裏谷	白山市桑島	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
下月橋	白山市月橋町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県石川土木総合事務所建設課及び維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

2 県央土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
大額川	金沢市大額町 金沢市高尾町 金沢市高尾南 1 丁目	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
天神町 1 号	金沢市扇町 金沢市天神町 1 丁目 金沢市天神町 2 丁目 金沢市東兼六町 金沢市宝町 金沢市小立野 5 丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鈴見団地 2	金沢市鈴見台 2 丁目 金沢市鈴見台 3 丁目 金沢市鈴見台 4 丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鈴見団地 1	金沢市鈴見町 金沢市常盤町 金沢市東御影町 金沢市末広町 金沢市鈴見台 1 丁目 金沢市鈴見台 3 丁目 金沢市鈴見台 4 丁目 金沢市鈴見台 5 丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

小坂2号	金沢市小坂町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小坂4号	金沢市小坂町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神谷内4号	金沢市神谷内町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県県央土木総合事務所河川砂防課及び津幡土木事務所維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

3 奥能登土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
鵜川3号	能登町字鵜川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県奥能登土木総合事務所河川砂防課及び奥能登土木総合事務所(分室)維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第396号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり解除する。

令和3年10月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 石川土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項	解除事項
三昧谷川	白山市月橋町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり	全部
レナガ谷	白山市河内町福岡	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり	全部
奥の谷川	白山市数瀬町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり	全部
桑島裏谷	白山市桑島	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり	全部
下月橋	白山市月橋町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	一部

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県石川土木総合事務所建設課及び維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

2 県央土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項	解除事項
大額川	金沢市大額町 金沢市高尾町 金沢市高尾南1丁目	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり	一部
天神町1号	金沢市扇町 金沢市天神町1丁目 金沢市天神町2丁目 金沢市東兼六町 金沢市宝町 金沢市小立野5丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	一部
鈴見団地2	金沢市鈴見台2丁目 金沢市鈴見台3丁目 金沢市鈴見台4丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	一部

鈴見団地1	金沢市鈴見町 金沢市常盤町 金沢市東御影町 金沢市末広町 金沢市鈴見台1丁目 金沢市鈴見台3丁目 金沢市鈴見台4丁目 金沢市鈴見台5丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	一部
小坂2号	金沢市小坂町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	一部
小坂4号	金沢市小坂町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	一部
神谷内4号	金沢市神谷内町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	一部

〔次の図〕は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県県央土木総合事務所河川砂防課及び津幡土木事務所維持管理課に備え置いて縦覧に供する。）

3 奥能登土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項	解除事項
鵜川3号	能登町字鵜川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	一部

〔次の図〕は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県奥能登土木総合事務所河川砂防課及び奥能登土木総合事務所（分室）維持管理課に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和3年10月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
COLLECT PARK KANAZAWA
金沢市泉本町7丁目7-1 外3筆
- 2 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）MULプロパティ株式会社 代表取締役 船橋 啓二
東京都千代田区丸の内1丁目6番5号 丸の内北口ビルディング14階
（変更後）三菱HCキャピタルプロパティ株式会社 代表取締役 船橋 啓二
東京都千代田区丸の内1丁目6番5号 丸の内北口ビルディング14階
- 3 変更の年月日
令和3年10月1日
- 4 変更する理由
商号を変更したため
- 5 届出年月日
令和3年10月1日
- 6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工業振興課

7 届出等の縦覧期間

令和3年10月19日から令和4年2月19日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和4年2月19日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン羽咋

羽咋市石野町イ7番地1

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社大創産業

代表取締役 矢野 博文

広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号

ほか3者

(変更後) 株式会社大創産業

代表取締役 矢野 靖二

広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号

ほか3者

3 変更の年月日

平成30年3月1日ほか

4 変更する理由

小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更及び小売業者の入替のため

5 届出年月日

令和3年10月7日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び羽咋市産業建設部商工観光課

7 届出等の縦覧期間

令和3年10月19日から令和4年2月19日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和4年2月19日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

土地区画整理組合の事業計画の変更認可公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年10月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 組合の名称

野々市市西部中央土地区画整理組合

2 事務所の所在地

野々市市堀内三丁目10番地

3 設立認可の年月日

平成28年1月26日

4 変更認可の年月日

令和 3 年 10 月 11 日

